

論文審査の結果の要旨

申請者氏名 中 島 紀 一

1999年に施行された食料・農業・農村基本法には、農業の自然循環機能の維持増進がうたわれ、同年の改正JAS法では、有機農産物に関する国としての検査・認証制度が定められた。環境問題や食の安全性に対する国民の関心の高まりを背景に、循環をキーワードとして農業のありかたが見直されている。本論文は、資料の再吟味と丹念な考証に基づいて、かかる農業見直しの思潮が在野農法の実践という前史を有していることを明らかにし、併せて、こうしたいわば稗史の検討を通じて、戦後のメインストリームの農業技術と農学の展開をめぐって、その意義と限界について考察を加えたものである。

第1章では、本論文を貫く分析の基本フレームが提示される。すなわち、近代の農業技術の流れをフォーディズムと脱フォーディズムの対抗として捉え、20世紀末に顕著となった循環型技術再評価の機運を、グローバルな産業史・技術史の文脈のもとで理解すべきことが提案される。第2章では、この基本フレームのもとで、リービヒの業績に対する代表的な評価・批判をあらためて取り上げ、その比較検討を試みている。さらに、農業生産の諸要素を分析し、主として効果的な外部補給技術によってその効率を改善する近代農学の流れに対して、以下の章で吟味するさまざまな農法上の試行を、自然循環との調和を重視するエコロジカル・アグロノミーの系譜として位置付けている。

第3章では、1950年代に隆盛期を迎えた民間稲作農法について、黒沢浄・松田喜一・島本覚也(邦彦)の3氏のケースを取り上げ、農法の内容と普及の実態を資料の多角的な分析を通じて明らかにしている。そのうえで、民間農法の特徴である体系性や思想性の強調が普及面でブレーキとして働いた点、資材や機械に体化された技術として開発されることがまれであった点など、問題と限界は存在したものの、農地改革と食料増産の熱気のなかで民間農法の競演ともいべき活況の認められたこと、自然循環への強い配慮に共通の特質の認められることを考慮すると、これまでに編まれた戦後の農業技術史は、こと民間農法に関する限り、過小評価のそしりを免れないと結論している。

第4章では、アカデミズムの領域においても在野の視点を重視した農学形成の試みのあったことを、1950年代の新制大学農学部における総合農学科の誕生と解体のプロセスとして跡づけている。すなわち、機構改革をめぐるGHQや文部省等の資料の吟味、当時の関係者からのインタビューなどを通じて、短命に終わった総合農学科の試みを、ドイツ科学思想の強い影響下にあった農学の官房学的体質を克服するチャレンジとして位置付けている。

第5章と第6章は、1950年代の民間農法を先行水脈とする有機農業運動を分析の対象としている。第5章では、稲作を中心に有機農業の特質を整理するとともに、代表的な実践例に即して、運動の現在の到達点を明らかにしている。第6章では、日本有機農業研究会会員の動向等に関するデータを吟味すること

により、1970年代にスタートした提携型の有機農業について、その先駆的な役割を評価している。同時に、今日求められている裾野の広い循環型農業の形成という課題に照らして、運動のリード役としての存在から、幅広い運動の一翼を担う存在へと自己限定することが望ましいと提言している。

第7章では、本論文全体を総括するとともに、公共財としての技術という観点からみた場合の遺伝子組み換え作物の問題点をはじめとして、今後に残された研究課題が提示されている。

以上を要するに、本論文は自然循環との調和を重視するエコロジカル・アグロノミーの史的変遷とその現代的意義を、客観的な資料の多角的な吟味に基づいて明らかにしたものである。本論文は、少なからぬ新知見とともに、有機農業運動をはじめとする実践の場に対する傾聴すべき提言を含んでおり、学術上、応用上寄与するところが少なくない。よって、審査委員一同は本論文が博士（農学）の学位論文として価値あるものと認めた。